

住宅用地（変更）申告書

記入例

令和 4 年

（宛先）浪江町長

申告者	住 所	浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 1
	氏 名	浪江 太郎
	電 話 番 号	0 2 4 0 - XX-XXXX

浪江町税条例第 7 4 条第 2 項の規定により、住宅用地について次のとおり申告します。

土地の所有者	住 所	浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 1						
	氏 名	浪江 太郎						
住宅用地	土地の所在			地 積	土地の所在			地 積
	大 字	字	番 地		大 字	字	番 地	
	幾世橋	六反田	7 番地 1	3 0 0 m ²				m ²
				m ²				m ²
				m ²				m ²
住宅用地の上に存する家屋	家 屋 の 所 在		浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 1					
	所 有 者	住 所	浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 1					
		氏 名	浪江 太郎					
	用途	変 更 前			変 更 後			
		☒ 全部住居 ☐ 一部住居 ☐ 全部非住居			☐ 全部住居 ☐ 一部住居 ☒ 全部非住居			
	延床面積	変 更 前	変 更 後	居住床面積	変 更 前	変 更 後		
		150m ²	150m ²		150m ²	0m ²		
	居住年月日	☐ 開始	年 月 日	住居の数	変 更 前	変 更 後		
		☒ 終了	令和〇年〇月〇日		1戸	0戸		
	変更点	☐ ：新築 ☐ ：増改築 ☒ ：用途変更（住宅→非住宅） ☐ ：用途変更（非住宅→住宅） ☐ ：解体 ☐ ：その他						
具体的な変更点 例) 令和〇年〇月〇日より、株式会社〇〇に事務所として貸し付けている。 令和〇年〇月〇日より、喫茶店として使用している。 等								

※ 住宅用地の判定は、賦課期日（毎年 1 月 1 日）現在の状況により判定します。

住宅用地内に家屋が 2 戸以上存在する場合は、申告書を戸数分使用いただき、2 枚目以降は「申告者氏名」欄及び「住宅用地の上に存する家屋」欄のみご記入ください。

申告内容に変更が生じた場合は、その都度申告書の提出が必要です。

提出先および連絡先 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2
浪江町役場住民課税務管理係
電話番号 0240-34-0223